

子宮頸がん予防ワクチン公費負担のお知らせ

子宮頸がん予防ワクチンについては、公費負担で実施しているところですが、全国的に子宮頸がん予防ワクチンが不足しており、すぐに接種できない場合もあります。ワクチンの流通状況が改善されるまでのしばらくの間ご迷惑をおかけいたしますがご了承ください。なお、接種の際は、事前に医療機関にお問い合わせください。

※このワクチンの接種は任意接種です。接種を希望する場合にのみ行うものです。

【平成23年度対象者】接種期間：平成24年3月31日まで

予防接種の種類	対象者	回数	備考
子宮頸がん 予防ワクチン	中学1年生から高校1年生の年齢に相当する方	3回	・原則保護者同伴。 ・保護者が同伴できない場合は健康福祉課健康係へお問い合わせください。
	高校2年生の年齢に相当する方 (平成23年3月31日までに1回接種した方)	2回	

※子宮頸がん予防ワクチンは、6ヶ月の間に3回接種しないと十分な効果が得られません。

【高校2年生の年齢に相当する女性で、平成23年3月31日までに接種を希望したが接種ができなかった方】

ワクチンの不足により、3月31日までに接種の希望をしたが接種できなかった高校2年生の年齢に相当する女性についても、4月以降しばらくの間は、公費負担でのワクチン接種を実施します。国より、その詳細について通知がありましたら対象者の方へ個別に通知します。また、「広報うみ」等でもお知らせいたしますのでご確認ください。

【持参するもの】

母子健康手帳、郵送された通知書または通知の封筒

【町内接種指定医療機関】

医療機関（五十音順）	電話番号
いりえ小児科医院	TEL 9 3 2 - 9 6 0 0
うみ小児科医院	TEL 4 1 0 - 8 7 6 6
おかべ小児科クリニック	TEL 9 3 3 - 7 1 6 1
岡部病院	TEL 9 3 2 - 0 0 2 5
おがわクリニック	TEL 9 3 3 - 0 7 5 8
神武医院	TEL 9 3 2 - 0 1 8 8
中西内科クリニック	TEL 9 3 4 - 0 7 0 3
山崎産婦人科小児科医院	TEL 9 3 3 - 8 0 0 0

※町外の医療機関で接種希望の場合は、かかりつけ医または健康福祉課健康係へお問い合わせください。



【問い合わせ】
健康福祉課健康係
(うみハピネス内)
TEL 9 3 3 - 0 7 7 7

平成23年度母子保健事業のお知らせ ～個を大切に～

母子保健事業は、母子保健法に基づき、母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持増進を目的としています。

近年、さまざまな研究などから成人期慢性疾患の発症基盤（生活習慣病になりやすい体質）が胎児期から乳児期の環境と関連すること、また、赤ちゃんを産み育てるお母さんの身体も、妊娠という負担によって潜在的にある生活習慣病の素因が妊婦健診等で見つかることがあり、生涯を通じての健康づくりにおいて、母子保健の対象時期がとて重要であることがわかってきました。

宇美町の子どもたちが元気に育ち、元気に育てることのできる人々を支援するために、個々の状況に応じた内容での保健事業を行います。



宇美町の母子保健事業

健診

- ◆妊婦健診
- ◆乳幼児健診
 - ・4か月児健診
 - ・7か月児健診
 - ・1歳6か月児健診
 - ・3歳児健診

相談・教室

- ◆健康栄養相談
- ◆のびのび育児相談
- ◆赤ちゃん教室
- ◆離乳食教室

訪問など

- ・こんにちは赤ちゃん訪問（新生児～）
- ・すこやか子育て家庭訪問（乳幼児）
- ・その他必要に応じて電話相談や家庭訪問

※それぞれの事業の内容・対象等は「広報うみ」3月号折込みの「平成23年度宇美町年間保健事業予定表」をご覧ください。

【問い合わせ】健康福祉課健康係（うみハピネス内）TEL 9 3 3 - 0 7 7 7

MR予防接種のお知らせ

健康福祉課健康係
(うみハピネス内)
TEL 9 3 3 - 0 7 7 7

麻疹（はしか）を排除するため、また風疹の流行を防ぐためにもMRワクチン2回目を接種することにより、感染を予防する効果があります。接種期間内での接種となりますので、受け忘れのないようにしましょう。

【接種期間・回数】平成24年3月31日までに1回

定期予防接種の種類	接種対象者	
MR (麻しん風しん)	2期 (年長児に相当する年齢)	平成17年4月2日～平成18年4月1日 生まれの方
	3期 (中学1年生に相当する年齢)	平成10年4月2日～平成11年4月1日 生まれの方
	4期 (高校3年生に相当する年齢)	平成5年4月2日～平成6年4月1日 生まれの方

※MR予防接種は、平成18年6月から2回接種が導入されました。現在2回接種の対象となっていない方が接種できるように、平成20年度から5年間の経過措置として期間を設けて定期予防接種として実施されています。

【持参するもの】母子健康手帳 ※予診票は町内接種医療機関に準備しています。

【町内接種医療機関】

いりえ小児科医院 (TEL 9 3 2 - 9 6 0 0)、うみ小児科医院 (TEL 4 1 0 - 8 7 6 6)
おかべ小児科クリニック (TEL 9 3 3 - 7 1 6 1)、岡部病院 (TEL 9 3 2 - 0 0 2 5)
神武医院 (TEL 9 3 2 - 0 1 8 8)、山崎産婦人科小児科医院 (TEL 9 3 3 - 8 0 0 0)

くらしに役立つまめ知識

投資したお金が戻ってこない
老後の大切な資金が狙われています!!

【相談事例】

昨年9月頃から、「投資話の電話がかかってきて、その後訪問を受けた。必ず儲かるとの言葉を信じ、多額のお金を支払ってしまった」、「投資したお金が戻らないのでは?」との相談が集中してあり、相談者のほとんどが70歳前後の女性で、被害に遭った金額は合計6件で4千万円近くとなりました。

【事例処理】

書面の不備や不交付、金融商品取引法適合性の原則に違反する勧誘方法もありましたので、業者との交渉に入りました。適合性の原則では、顧客の知識、経験、財産の状況等を確認したうえで、顧客に合った商品をすすめることが義務づけられています。しかし、「代金は返金する」と回答するものの、実際には返金しないまま倒産してしまい、弁護士が入って交渉中です。このような被害に遭うと、投資したお金の回収が難しく、泣き寝入り状態になる恐れがあります。

【アドバイス】

被害に遭わないためには、必ず一人で即決しないことです。誰かに相談したり、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口などに情報を聞いたりしましょう。だます側はプロですから、言葉巧みに近寄ってきます。特にお金を取る時は急がせるので、早急にお金を支払わないことです。一旦支払ったお金を取り戻すのは、大変難しいからです。もし支払ってしまった場合には、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口にご相談ください。振り込んだ場合は、警察や金融機関に連絡して、早急に振込先の預金口座の利用停止を求めましょう。世の中にはうまい話はありません。注意しましょう。

●消費生活に関する相談は
福岡県消費生活センター
TEL 6 3 2 - 0 9 9 9

・地域振興課
TEL 9 3 4 2 2 2 2 3

